

ほのぼの広場事業実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、児童クラブ利用児童と地域の福祉団体が交流することによって世代交流を促進する等、地域社会の方々が協働して児童福祉の向上を図ることで、ふれあいあふれる地域づくりに資することを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西条市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(事業の運営)

第3条 本会は、この事業を効率的に運営するため、児童クラブ、本会支部、関係機関・団体等の協力を得ながら企画・運営するものとする。

(事業参加対象者)

第4条 この事業の参加対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 児童クラブ利用児童及び関係者
- (2) 社会福祉協議会支部関係者
- (3) ふれあい・いきいきサロン関係者
- (4) 地域の福祉団体関係者

(事業内容)

第5条 この事業の内容は、参加者の交流促進を目的として、概ね次の各号より選定して実施するものとする。

- (1) 児童クラブの希望するレクリエーション
- (2) ほのぼの映画館
- (3) 児童と高齢者の世代交流
- (4) 伝統文化伝承
- (5) その他、事業の目的に沿う事業

(事業実施場所)

第6条 事業の実施場所は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 児童クラブ設置場所。
- (2) 公民館など、児童クラブ設置場所の近隣の公共施設。

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。